

「令和 8 年度和歌山県海外見本市（ambiente 2027 JAPAN STYLE）集団出展事業」 委託業務仕様書

1 目的

和歌山県（以下、「県」という。）では、国内最大のシェアを有する本県の主要産業のひとつである家庭用品・雑貨等を海外へ売り込み、新たな販路を開拓するため、「令和 8 年度和歌山県海外見本市（ambiente 2027 JAPAN STYLE）集団出展事業」を実施し、その出展に係る業務を委託する。

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3 業務の内容

海外見本市「ambiente 2027 JAPAN STYLE」へ集団出展し、出展企業の海外販売促進を支援する。

展示会名：ambiente 2027

日時：2027 年 1 月 29 日（金）から 2 月 2 日（火）まで

場所：ドイツ・フランクフルト国際見本市会場

展示スペース：JAPAN STYLE ホール 3.1 Interior Design 3 ブース（27 m²）

出展予定企業：7 社

（現在、主催者側で参加事業者の審査を進めており、最終的な出展企業数は確定していない。なお、審査の結果として参加企業が 7 社未満となった場合の対応についても明示すること（減額の可否等）。）

（1）商品デザインの改善・改良助言及び戦略策定シートの作成

契約期間中に 1 回以上、出展予定の 7 社（和歌山県内）を訪問し、又はオンライン等を活用したミーティングを行い、現状の課題等をヒアリングした上で、当該見本市に適した商品選定、デザイン、カラー等の助言を行うこと。

出展予定事業者の商材、生産能力、保有技術等について、想定される現地展示会来場バイヤーに対応した価格設計、価格表の作成支援、商談対応等、販路開拓に資する実践的な助言を行うこと。

（2）見本市出展ブースの運営

見本市主催者及び日本総代理店と密に調整を行い、見本市開催期間中、責任者 1 名が展示ブースに常駐し、ブース設営から撤収までの指揮を執るとともに、会場における盗難防止等の防犯対策を十分に行うほか、適宜、バイヤーとの商談に係るフォロー等を行うこと。ただし、出展状況に応じて県と協議の上、内容を適宜変更できるものとする。

（3）出展品等の運搬

運送業者の手配を行い、出展品等を日本国内から展示会場まで運搬すること。また、見本市終了後は、出展品等を日本国内まで運搬すること。なお、出展商品の国内運送料、関

税、VAT 等の経費については、参加事業者が負担するものとする。なお、各社の展示品等の輸送量については、ブース面積に応じて調整を図り、カルネ通関等の減免措置を講じること。（展示品総量については和歌山県と調整を図る。）

（４）出展ブースの追加装飾

出展ブースのコンセプト及びデザインについては、JAPAN STYLE 全体のイメージの統一を図り、日本企業の集合体であることを強く発信するため、共通のパッケージブースを使用することに留意しつつ、見本市及び展示品の内容にふさわしいよう、展示台等の追加装飾を行うこと。

パッケージブースについて

パッケージブースは主催者の指定施工業者がセッティングを行う。パッケージブースに含まれない備品については、指定施工業者と調整の上、出展事業者の意見を聴取し、必要なデザイン及び機能を備えること。

費用負担の区分

本委託事業の対象外（わかやま産業振興財団が別途負担）

- ・アンビエント出展料金（スペース料金＋メディアパッケージ料金）
- ・ジャパンスタイルパッケージブース料金

本委託事業の対象（委託費に含める）

- ・展示台、追加装飾費等、出展ブース構築に係るその他の費用

※参考資料「アンビエント 2027 ジャパンスタイル出展のご案内」を参照してください。

（５）通訳の配置

出展企業 7 社に対して 5 名、英語及び日本語が話せる通訳を配置すること。

（６）見本市出展に係る広報

バイヤーやメディアに対し広報することで、ブースへの誘致、出展事業者への問い合わせ、有力メディアへの露出、和歌山県への取材招聘等につなげること。

① チラシ作成

和歌山県ブースを訪れる世界各国からのバイヤーなどに対して、和歌山県ブースと出展企業の商品の説明と概要が分かるチラシを作成すること。

- ・カラー：フルカラー印刷
- ・部 数：800 部以上
- ・言 語：英語

② 広報

- ・バイヤーやメディアに対し広報することで、ブースへの誘致、出展事業者への問い合わせ、有力メディアへの露出、和歌山県への取材招聘等につなげること。バイヤーやメディアに対し、出展事業者・出展品や和歌山県のものづくりについて、幅広く広報を行うこと。
- ・バイヤーやメディアに対し、出展事業者・出展品や和歌山県のものづくりについて、幅広く広報を行うこと。

（７）報告書の作成

見本市終了後、展示会での商談状況、商談結果、反省点等を取りまとめた報告書（20 頁

以上)を作成すること。

(8) その他の提案

本見本市をより効果的なものにするための提案があれば、提案書に盛り込むこと。

4 その他

- (1) 成果品の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 業務実施に当たっては、見本市主催者及び関係機関と十分に連携を図ること。
- (3) 今後の状況により、追加業務が発生する場合がある。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。